平成２５年（フ）第１３４６４号
東京都江戸川区篠崎町４丁目33―１―Ⅱ―202
債務者　阿部　未菜（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４８２号
東京都調布市国領町７丁目27―２
債務者　鈴木　　勲
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４８４号
東京都大田区大森北１丁目22―３―801
債務者　小松　祐一
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４号
栃木県下都賀郡岩舟町大字下津原259番地13　メゾンエクセルＥ203
債務者　宇賀神健一
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第６３７号
静岡市駿河区豊田１丁目４番34―10号
債務者　池ヶ谷玲子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第５２号
大分県玖珠郡玖珠町大字山田2302番地の６
破産者　有限会社日隈総建
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第９２９１号
東京都杉並区高円寺南３丁目46番10号ＥＭＡビル３階、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区方南２丁目29番３号レオパレス方南102
破産者　株式会社ＫｅｙＺｏｎｅ
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６５号
川崎市高津区久末1972番地６
破産者　ケィ・ディー・エム株式会社
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
沖縄県沖縄市園田１丁目２番５号　ライオンズマンション園田501
破産者　介護24コザ合同会社
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１８０号
茨城県土浦市中央２丁目５番１号
破産者　有限会社土浦ピカデリー
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２３号
群馬県前橋市本町２丁目７番３号
破産者　有限会社梅本
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１８号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保569番地２
破産者　株式会社Ｉ’ｓ
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４７号
埼玉県入間郡三芳町大字上富1954番地
破産者　有限会社伊藤組
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６１４９号
東京都新宿区四谷４丁目28番４号
破産者　株式会社ラムズ
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１５０号
茨城県取手市新町２丁目２―16―1405
破産者　鹿志村　聡
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２４号
名古屋市中区錦３丁目22番24号
破産者　株式会社トリビュート
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３４０号
岐阜市松ケ枝町11番地
破産者　有限会社グランツ
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７７０号
兵庫県神戸市東灘区北青木２丁目６番15―404号、開始決定時の住所神戸市東灘区深江南町２丁目14番15―1104号
破産者　中藤　昌宏
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６８号
神戸市東灘区本山南町８丁目５番32号
破産者　株式会社建工
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８１号
広島市南区向洋新町１丁目14番６号
破産者　株式会社桑原美装
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部